

式典のほかにも、アトラクションがあります!!

川越町敬老会

長年にわたり、社会を築き上げてこられたご高齢者の方をお祝いする敬老の日に、町では長寿をお祝いする敬老会を開催します。お誘いあわせのうえ、ご出席ください。

対象 昭和22年9月18日以前にお生まれの方
日時 9月18日(月・祝)
 午前9時30分開会(午前9時開場)
場所 あいあいホール

記念品はご自宅にお届けします。

敬老会の会場では受け取ることができませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】 福祉課 TEL366・7116

もくじゅう 木銃



川越町郷土資料館 今月の一品

休みに入り、外からはセミの鳴き声とともに子どもたちのにぎやかな声が聞こえてきますが、戦時中

今月15日は終戦記念日です。夏休みに入り、外からはセミの鳴き声とともに子どもたちのにぎやかな声が聞こえてきますが、戦時中

の子どもたちはどのような学校生活を送っていたのでしょうか。戦況が激化して行く中で、尋常小学校は国民学校と名を改め、子どもたちも兵隊になるための訓練や教育を受けることとなりました。それまで中学校で行われていた軍事教練と呼ばれた戦闘訓練が国民学校の生徒にも行われるようになり、子どもたちは歩兵銃を模して作られた木銃や木刀、なぎなたを使った木銃術や行進などの訓練を行いました。

また、成人男子の出征が増え、労働力が不足し、それを補うために多くの学生が農作業や軍需工場へ勤労奉仕に駆り出され、十分な教育を受けることができなかつたといえます。終戦から70余年が経ち、戦争体験者の方から直接お話を聞く機会はとても貴重なものとなっています。ご家族で、地域の中で今一度振り返ってみてください。

【問い合わせ先】
生涯学習課
TEL366・7140

昭和の川越町のくらしや伊勢湾台風についてお話ししていただける方を探しています。

原爆展

世界で唯一の被爆国であるわが国にとって、核兵器の廃絶は、国民の共通の願いです。

原爆が投下された当時の様子を撮影した写真などを展示し、核兵器の恐ろしさを知っていただき、かけがえのない地球の平和とわが国の美しい自然を守るため、原爆展を開催します。どうぞご覧ください。

期間 8月1日(火)～8月31日(木)
午前8時30分～午後5時15分

場所 役場1階町民ホール

【問い合わせ先】 福祉課 TEL366・7116



米農家の皆さんへ

稲刈りの時期となりました。農作業をされる方は、農業機械で道路を走行する際、機械に付いた土などを落としてから走行してください。

稲刈り後の稲わらは、そのまま放置しますと大雨等で水路に流れ込み、つまりの原因となります。次年度米作になる田んぼについては、出来る限りすき込んでください。

また、野焼きは、火災や近所の迷惑になる恐れから問題となっておりますので、周辺環境に十分配慮してください。

ご協力をお願いします。

農業委員会会長に川村喜久さん

町農業委員会の委員の任期満了に伴い、7名の委員を任命しました。

また、町農業委員会会長に川村喜久さん、職務代理者(副会長)に寺本達夫さんを選出しました。

任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日の3年間です。



会長 川村喜久さん

委員名	担当地区
川村 喜久	豊田 高松
寺本 達夫	豊田一色
石川 栄治	亀崎 亀須
伊藤かほる	—
太田 正克	—
平田 一浩	南福崎 上吉
山下 文憲	当新田 北福崎



【問い合わせ先】
産業建設課
TEL366・7120

ブックスタート事業 ボランティア募集

～あなたの手芸力、お貸しください!～

絵本を通じ、親子のふれあいと豊かな心を育むことを応援するために1歳6か月児を対象に絵本の無料配布を行っています。

そこで、お子さんに絵本を渡すための手提げ袋を手作りしていただける方を募集しています。

ご協力いただける方は、健康管理センターまでご連絡ください。



★生地は用意しています。手提げ袋のサイズ等詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】
健康管理センター TEL365・1399

提出をお忘れなく!

「児童扶養手当現況届」 「特別児童扶養手当所得状況届」

児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に現況届(所得状況届)を提出する必要があります。この届けは、受給者と児童の生活状況等について審査をし、引き続いて手当を受けられるかどうかを決定する大切な届けです。この届けを提出しないと平成29年8月からの手当を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

《注意》2年間、届けの提出がないと受給資格がなくなります。

■提出期間

児童扶養手当現況届

8月1日(火)～8月31日(木)

特別児童扶養手当所得状況届

8月14日(月)～9月11日(月)

いずれも午前8時30分～午後5時15分

※土・日、祝日を除く。

※詳細は個人あて通知をご確認ください。

【提出・問い合わせ先】 福祉課 TEL366・7116

8月は受給資格証の更新月です!

福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度とは、障がい者、子ども及び一人親家庭等の方が通院、入院して支払った医療費(健康保険対象の医療費に限る)を町が助成することにより、対象者の福祉の向上を目的とした制度です。受給資格の対象者に該当し、受給資格証を受け取っていない方は、福祉課まで手続きにお越しください。

■受給資格対象者

区分	対象者	受給資格証の更新手続き
障がい者医療費	・身体障害者手帳1～4級をお持ちの方 ・療育手帳最重度～中度(A1～B1)をお持ちの方 ・精神障害者手帳1級をお持ちの方(通院のみ)	自動更新 8月下旬までに新しい受給資格証を送付します。
65歳以上障がい者医療費	・上記障がい者医療費の対象の方で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	
子ども医療費	・義務教育終了までの児童(15歳年度末まで)	8月中に更新手続きが必要 詳細は、個人あて通知をご確認ください。
一人親家庭等医療費	・配偶者のいない方で子ども(20歳に達した月末まで)を扶養している親とその子ども ・20歳に達した月末までの父母のいない子ども(子どもが学生の場合、申請により20歳年度末まで)	

■対象医療費

健康保険適用となった医療費の自己負担額が助成されます(高額療養費、各健康保険の附加給付、他の法令の規定による公費負担の給付を控除した額を助成します)。高額療養費等の算定に当たっては、別途書類の提出をお願いする場合があります。

《注意》独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付対象は助成の対象ではありません。

※8月が更新月となります。平成29年1月2日以降に転入された方など、町で所得の確認ができない方は、所得課税証明書提出をお願いする場合があります。

※住所、加入健康保険、振込先等が変更になった場合は届出が必要となります。なお、保険証が社会保険庁から協会けんぽへ切り替わった届出がお済みでない方は、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 福祉課 TEL366・7116